

平成29年度
一般社団法人山口県介護支援専門員協会
代議員総会

日時：平成29年5月27日（土）

午後1時から午後2時まで

場所：山口県社会福祉会館 大ホール

も く じ

総会次第	2
報告事項	3
代議員総会における旅費の支払いについて	
上程議案	5
第1号議案 平成28年度事業報告について	
第2号議案 平成28年度決算報告について	
第3号議案 平成29年度事業計画(案)について	
第4号議案 平成29年度収支予算(案)について	
定 款	31
各地域協(議)会連絡先名簿	51
日本介護支援専門員協会 介護支援専門員 倫理綱領	52

総 会 次 第

1 開会

2 報告事項

代議員総会における旅費の支払いについて

3 上程議案

第1号議案 平成28年度事業報告について

第2号議案 平成28年度決算報告について

第3号議案 平成29年度事業計画(案)について

第4号議案 平成29年度収支予算(案)について

4 閉会

報 告 事 項

代議員総会における旅費の支払いについて

上記について、理事会をもって承認したことを報告する。

上 程 議 案

第 1 号議案 平成 2 8 年度事業報告について

(提案理由)

定款第21条に基づき、平成28年度 事業報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成28年度事業報告

7ページ

第 2 号議案 平成 2 8 年度決算報告

(提案理由)

定款第21条に基づき、平成28年度 決算報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成28年度決算報告

21ページ

第 3 号議案 平成 2 9 年度事業計画 (案) について

(提案理由)

定款第21条に基づき、平成29年度 事業計画(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成29年度事業計画 (案)

26ページ

第 4 号議案 平成 2 9 年度収支予算 (案) について

(提案理由)

定款第21条に基づき、平成29年度 収支予算(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成29年度収支予算(案)

29ページ

平成28年度 (一社) 山口県介護支援専門員協会 事業報告書

I 組織体制

1 会員の状況 1,518人(平成29年3月31日現在)

(内訳)

・岩国市	176人	・柳井広域	114人	・周防大島	36人
・周南市	135人	・下松市	98人	・光市	54人
・防府市	125人	・山口市	121人	・宇部市	135人
・山陽小野田市	63人	・美祢市	62人	・下関市	272人
・長門地域	39人	・萩広域	88人		

2 日本介護支援専門員協会への入会状況

平成28年度会員数 1,518人(平成29年3月31日現在)

(内訳)

平成28年度新規入会者数 261人

平成27年度からの継続会員数 1,257人(平成27年度会員数 1,433人)

II 研修に関する事業

1 ケアマネジメント研究大会の開催

期 日 平成28年10月29日(土)
場 所 山口県セミナーパーク 講堂
参加者 200人(会員188人、非会員12人)
内 容 基調講演

「高齢者を取りまく精神症状の理解」

講師 医療法人ふらて会 西野病院 神経内科医 中山寛人

研究発表

・もう一度なじみの店に出かけたい

～ご利用者支援をアセスメントの可視化を通して考える～

周防大島町介護支援専門員連絡協議会 木村秋子

・精神症状のある本人・家族の支援に対するケアマネの対応

下松市介護支援専門員協会 望月芙美恵

・介護支援専門員がケアマネジメント困難と感じる精神症状に関する研究

宇部市介護支援専門員協議会研修委員会 佐村美樹

司会者 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

助言者 医療法人ふらて会 西野病院 神経内科医 中山寛人

認知症介護劇

2 平成28年度介護支援専門員実務従事者基礎研修の開催

期 日 平成28年 8月27日(土)
9月19日(月祝) 20日(火) 26日(月) 27日(火)
10月6日(木)
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室
参加者 65人(修了者62人)

- 内 容
- 1日目（8月27日（土））講習
 講義「ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方」
 講師（一社）山口県介護支援専門協会 副会長 橘康彦
- 2日目（9月19日（月祝））3日目（9月20日（火））
 4日目（9月26日（月））5日目（9月27日（火））講習
 講義「ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方」
 演習「ケアマネジメント点検演習」
 「ケアマネジメント演習講評」
 講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀
 松寿苑指定居宅介護支援事業所 管理者 田村則子
- 6日目（10月6日（木））講習
 講義「ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理」
 「意見交換とネットワーク作り」
 講師 社会福祉法人 希望の丘 地域部長 江上文幸

3 平成28年度介護支援専門員実務研修の開催

- 期 日 平成28年12月8日（木）～平成29年3月9日（木）
- 場 所 山口県セミナーパーク 講堂 大研修室 社会福祉研修室
- 参加者 167人（修了者166人）
- 内 容
- 1日目（12月8日（土））講習
 講義「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」
 講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦
 講義「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」
 「ケアマネジメントのプロセス」
 講師 山口県介護支援専門員協会 会長 佐々木啓太
- 2日目（A12月12日（月）B12月13日（火））講習
 講義「自立支援のためのケアマネジメントの基本」
 講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一
- 3日目（A12月16日（金）B12月17日（土））講習
 講義「相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎」
 「利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意」
 講師 特別養護老人ホームはまゆう苑 課長 松谷法史
- 4日目（A12月22日（木）B12月23日（金））講習
 講義「①受付及び相談並びに契約」
 「②アセスメント及びニーズの把握の方法」
 講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀
- 5日目（A1月11日（水）B1月12日（木））講習
 講義「③居宅サービス計画等の作成」
 「④サービス担当者会議の意義及び進め方」
 講師 済生会貴船福祉ケアセンター 主任生活相談員 大瀬良泰三
- 6日目（A1月18日（木）B1月19日（金））講習
 講義「⑤モニタリング及び評価」
 「介護支援専門員に求められるマネジメント」
 講師 つづみ園地域包括支援センター 主任介護支援専門員 松田俊也
 講義「実習オリエンテーション」
 講師 山口県介護支援専門員協会 理事 岩神亜紀
- 7日目（AB1月25日（木））講習
 講義「地域包括ケアシステム及び社会資源」
 「ケアマネジメントに係る法令等の理解」

講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦
 講義「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」
 講師 下関市医師会 在宅医療・介護連携推進室 主任 大久保千絵
 8日目 (A 2月1日(水) B 2月4日(土)) 講習
 講義「①基礎理解」
 「②脳血管疾患に関する事例」
 講師 松寿苑居宅介護支援事業所 管理者 田村則子
 9日目 (A 2月8日(水) B 2月9日(木)) 講習
 講義「③認知症に関する事例」
 講師 長府在宅ケアセンター 介護支援専門員 松本麻子
 10日目 (A 2月15日(水) B 2月16日(木)) 講習
 講義「④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」
 講師 松井介護支援事務所 管理者 松井康博
 11日目 (A 2月22日(水) B 2月23日(木)) 講習
 講義「⑤内臓の機能不全に関する事例」
 講師 県民共済指定居宅介護支援事業所 管理者 杉原須美江
 12日目 (A 3月1日(水) B 3月2日(木)) 講習
 講義「実習振り返り(実習課題チェック等)」
 講師 山口県介護支援専門員協会 副会長 橘康彦
 講義「⑥看取りに関する事例」
 講師 小郡在宅ケアセンター 管理者 高井佳代子
 13日目 (A 3月8日(水) B 3月9日(木)) 講習
 講義「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」
 講師 A訪問看護ステーションつくし 管理者 松井清之
 講師 Bながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀
 講義「研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り」
 講師 山口県介護支援専門員協会 会長 佐々木啓太

<講師事前打合せ>

【第1回】

期 日 平成28年9月16日(金)
 場 所 社会福祉会館 第3会議室
 出席者 12人

【第2回】

期 日 平成28年11月4日(金)
 場 所 社会福祉会館 第3会議室
 出席者 12人

【第3回】

期 日 平成28年11月28日(月)
 場 所 社会福祉会館 第3会議室
 出席者 10人

【第4回】

期 日 平成29年1月6日(金)
 場 所 社会福祉会館 第3会議室
 出席者 8人

【実習打合せ】

期 日 平成29年1月6日(金)
 場 所 社会福祉会館 第3会議室
 出席者 6人

<介護支援専門員実務研修見学実習 実習指導者養成説明会>

期 日 平成28年11月28日(月)、平成28年12月6日(火)
平成28年12月8日(木)
場 所 山口県社会福祉会館 大ホール(中部)、熊毛公民館 大会議室(東部)
下関市リサイクルプラザ 第1研修室(西部)
講 師 山口県介護支援専門員協会 副会長 橘 康彦
山口県介護支援専門員協会 理 事 岩神亜紀
山口県介護支援専門員協会 副会長 二井隆一

4 実務事務研修会の開催

期 日 平成28年5月11日(水) 18日(水)
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室
参加者 104人
講 師 訪問看護ステーションつくし 管理者 松井清之

5 生活保護・低所得者の支援を学ぶ研修会の開催

期 日 平成28年6月27日(月) 午前
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室
参加者 138人
講 師 山口県立大学 社会福祉学部 社会福祉学科長 教授 内田充範

6 地域福祉権利擁護事業を正しく知る研修会の開催

期 日 平成28年6月27日(月) 午後
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室
参加者 89人
講 師 山口県社会福祉協議会 生活支援部地域権利擁護センター 主任主事 木村考利
宇部市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護事業専門員 佐藤満里

7 対人援助の本質と事例研究の方法研修会の開催

期 日 平成28年7月14日(木)
場 所 山口県セミナーパーク 研修室205
参加者 46人
講 師 大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授 岩間伸之

8 施設介護支援専門員研修会の開催

期 日 平成28年7月6日(木)
平成28年9月12日(金) 6日(火)
場 所 1、3回目 山口県セミナーパーク 研修室205
2回目 山口県セミナーパーク 研修室206
参加者 1回目43人、2回目40人、3回目36人
講 師 1回目 社会福祉法人博愛会 企画運営本部 本部長 辻野高廣
2回目 介護老人保健施設ひうな荘 理学療法士 森山由香
3回目 看護小規模多機能型居宅介護そらり 施設長 山根峯子

9 スーパーバイザー養成研修 実践編の開催

期 日 平成29年1月13日(金) 14日(土)
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修棟 社会福祉研修室
参加者 53人
講 師 一般社団法人福岡県社会保険医療協会 大牟田天領病院

10 生活場面面接を学ぶ研修会の開催

期 日 平成29年2月18日（土）
場 所 山口県セミナーパーク 研修室102
参 加 者 15人
講 師 国際医療福祉大学 医療福祉・マネジメント学科 教授 小嶋章吾

11 平成28年度テーマ「ターミナル期」

住み慣れた地域で、最期まで安心して暮らし続けるための開催（地域医療介護総合確保基金）

期 日 平成29年3月5日（日）
場 所 ニューメディアプラザ山口 多目的シアターホール
参 加 者 103人
講 師 滋賀県東近江市永源寺診療所 所長 医師 花戸貴司
パネリスト
訪問看護おかふじ 訪問看護認定看護師 岡藤美智子
指定訪問介護事業所元気 管理者 福井治枝
下関市医師会 医療・介護連携推進室 主任 大久保千絵
司会者 介護支援専門員協会 理事 山本誠
助言者 滋賀県東近江市永源寺診療所 所長 医師 花戸貴司

主任介護支援専門員更新研修受講要件研修

12 スーパービジョン実践のための基礎理論研修会の開催

期 日 平成28年6月23日（木）24日（金）
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室
参 加 者 117人
講 師 元梅花女子大学 准教授 植田寿之

13 家族を支える援助技術研修会の開催

期 日 平成28年8月18日（月祝）
場 所 山口県セミナーパーク 講堂
参 加 者 297人
講 師 山口短期大学 児童教育学科 教授 佐藤嘉倫

14 終末期支援に活かす心理学とその実践研修会の開催

期 日 平成28年8月22日（月）
平成29年2月27日（月）（追加開催）
場 所 山口県セミナーパーク 講堂
山口県セミナーパーク 大研修室
参 加 者 293人、82人
講 師 午前 山口大学 保健管理センター 准教授（精神科医師） 松原敏郎
午後 原田訪問看護センター 代表 原田典子

15 人材を人財に育てる仕組みを学ぶ研修会の開催

期 日 平成28年9月2日（金）
場 所 山口県セミナーパーク 講堂
参 加 者 283人
講 師 うさみ労務経営事務所 代表 宇佐美理世

16 リハビリテーションと福祉用具の活用研修会の開催

期 日 平成28年10月10日（月）

平成28年11月23日(水祝)(追加開催)
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室(両日)
参加者 108人、106人
講 師 済生会在宅複合型施設やすらぎ 施設長 松永俊夫

17 地域包括ケアシステム構築と地域ケア会議の展開方法研修会の開催

期 日 平成28年11月5日(土)
場 所 山口県セミナーパーク 講堂
参加者 243人
講 師 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 副会長 橋康彦

18 ここから始める!多職種連携研修会の開催(地域医療介護総合確保基金)

期 日 平成28年12月11日(日)、平成29年1月29日(日)
平成29年 2月12日(日)
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室(中部)、やまももホール(東部)
海峡メッセ下関(西部)
参加者 中部48人、東部39人、西部42人
講 師 中部会場
講義 山口県歯科医師会 理事 戸井正樹
シンポジスト
山口県歯科医師会 理事 戸井正樹
山口県歯科衛生士会 会長 金子郁子
周南市立 新南陽市民病院 言語聴覚士 廣林正則
光富士白苑デイサービスセンター 生活相談員 竹内守
演習 山口県歯科衛生士会 会員 今田千恵美
東部会場
講義 山口県歯科医師会 地域保健委員会委員 脇田雅人
シンポジスト
山口県歯科医師会 地域保健委員会委員 脇田雅人
山口県歯科衛生士会 会長 金子郁子
周南市立 新南陽市民病院 言語聴覚士 廣林正則
光富士白苑デイサービスセンター 生活相談員 竹内守
演習 山口県歯科衛生士会 会員 早野泰枝
西部会場
講義 山口県歯科医師会 地域保健委員会委員 山口貴久
シンポジスト
山口県歯科医師会 地域保健委員会委員 山口貴久
山口県歯科衛生士会 会長 金子郁子
周南市立 新南陽市民病院 言語聴覚士 廣林正則
光富士白苑デイサービスセンター 生活相談員 竹内守
演習 山口県歯科衛生士会 会員 柴田久美

Ⅲ 委託に関する事業

介護支援専門員研修向上委員会の開催

【第1回】

期 日 平成28年5月18日(水)
場 所 山口県セミナーパーク 福祉研修センター
出席者 委員:9名 オブザーバー:4名
協議事項 研修記録シートの運用方法について
ミニテストの評価基準について
研修アンケートの実施について
研修評価について

【第2回】

期 日 平成28年7月20日(水)
場 所 山口県社会福祉会館2階 第3会議室
出席者 委員:7名 オブザーバー:3名
協議事項 主任更新研修に伴う要件及び要件研修について
実務研修実習方法及び実習単価について

【第3回】

期 日 平成28年12月26日(月)
場 所 山口県社会福祉会館2階 第3会議室
出席者 委員:8名 オブザーバー:2名
協議事項 研修修了評価について(更新I、II、主任更新)
主任更新研修に伴う受講要件研修について

【第4回】

期 日 平成29年2月20日(月)
場 所 山口県社会福祉会館2階 第3会議室
出席者 委員:5名 オブザーバー:2名
協議事項 研修修了評価について
主任更新研修に伴う受講要件研修について
次年度の法定研修の実施時期等について

【第5回】

期 日 平成29年3月16日(木)
場 所 山口県社会福祉会館2階 第3会議室
出席者 委員:8名 オブザーバー:2名
協議事項 研修修了評価について
主任介護支援専門員更新受講要件研修②について

IV 調査・研究に関する事業

- 1 山口県ケアマネジメント研究大会において研究発表者に研究にかかる技術的支援を行い、研究指導者は、研究計画書から抄録作成、発表原稿作成、研究終了までの指導を行う。次年度より県協会において研究指導者の登録制度を設ける。
- 2 介護保険制度やその他の施策について、現状を分析しわかりやすい形で会員に伝える。またその結果から制度に反映できるための意見提言をまとめる。ケアマネの質の向上を図るための調査研究を行い研修事業等に反映していく。

V 広報・情報提供

- 1 山口県介護支援専門員協会ホームページの運営、運用。(会員外でも閲覧が可能)
<http://www.y-cma.jp/>
- 2 山口県介護支援専門員協会だよりの発行
第1号 平成28年9月1日発行
第2号 平成29年3月31日発行
- 3 スマートフォンアプリの運用

VI 関係機関・団体との協働連携

- 1 会長、副会長等が関係機関団体の各種委員会の委嘱を受け、会議等に出席した。
 - (1) 山口県訪問看護推進協議会
(平成29年7月1日～平成30年3月31日) 佐々木啓太会長
 - (2) 山口県介護保険研究大会 実行委員会
(平成28年4月1日～平成30年3月31日) 山本誠理事
 - (3) 山口県医療審議会
(平成28年10月1日～平成30年9月30日) 橘康彦副会長

- (4) 山口県社会福祉協議会評議員会
(平成28年5月1日～平成30年4月30日) 佐々木啓太会長
- (5) 山口県若年性認知症支援関係者ネットワーク会議委員会
(平成28年9月14日～平成30年3月31日) 二井隆一副会長
- (6) 福祉サービス等調整計画検討委員会
(平成27年4月1日～平成29年3月31日) 橘 康彦副会長
- (7) 山口県高齢者保健福祉推進会議
(平成26年7月1日～平成29年6月30日) 佐々木啓太会長
- (8) 災害時における専門職等との連携による住民ニーズ把握のあり方検討会議委員会
(平成28年11月1日～平成29年3月31日) 松谷法史理事
- (9) 福祉研修センター運営委員会
(平成29年2月1日～平成31年5月31日) 橘 康彦副会長
- (10) 第52回日本精神保健福祉協会全国大会・第15回学術集会開会式
(平成28年6月17日(金)) 佐々木啓太会長
- (11) 平成28年山口県高齢者安心・安全訪問ネットワーク会議
(平成28年7月19日(火)) 佐々木啓太会長
- (12) 平成28年度山口県地域生活定着支援センター連絡会議
(平成28年8月22日(月)、平成29年2月24日(金)) 橘 康彦副会長
- (13) 平成28年度第1回介護労働懇談会
(平成28年10月24日(月)) 佐々木啓太会長
- (14) 平成28年度周南市総合防災訓練
(平成28年11月20日(日)) 佐々木啓太会長
- (15) 平成28年度山口県在宅医療推進協議会
(平成28年12月22日(木)) 堀田慎一郎理事
- (16) 平成28年度山口県介護保険関係団体情報交換会
(平成29年2月2日(木)) 山本 誠 理事

2 各地域連絡協議会会議、研修等への協力及び参加

(1) 会議、研修会への参加

第1回柳井広域介護支援専門員連絡協議会研修会

(平成28年4月13日(水))

佐々木啓太会長

防府介護支援専門員協会総会

(平成28年4月22日(金))

佐々木啓太会長

山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会研修会

(平成28年5月13日(金))

三役・組織総務部

(2) 催しへの参加、広報活動(組織総務部)

防府介護支援専門員協会との協力「愛情防府フリーマーケット」(平成28年10月15日(土))

美祢市介護支援専門員協会との共催「美祢市福祉の市」(平成28年10月16日(日))

3 日本介護支援専門員協会諸会議等への参加

(1) 日本介護支援専門員協会会議への参加

【第8回定時社員総会】

期 日 平成28年6月25日(土)

場 所 東京 鉄鋼会館

出席者 佐々木啓太会長

二井隆一副会長

堀田慎一郎理事

【第1回理事会】

期 日 平成28年5月20日(金)

場 所 TKP 御茶ノ水カンファレンスセンター

出席者 橘康彦副会長(中国ブロック選出理事)

【第3回理事会】

期 日 平成28年12月9日(金)
場 所 御茶ノ水ソラシティーカンファレンスセンター
出席者 橘康彦副会長 (中国ブロック選出理事)

【第4回理事会】

期 日 平成29年3月10日(金)
場 所 TKP 御茶ノ水カンファレンスセンター
出席者 橘康彦副会長 (中国ブロック選出理事)

【第1回支部長会議】

期 日 平成28年7月15日(金)
場 所 東京 YWCA カフマンホール
出席者 佐々木啓太会長
橘康彦副会長 (中国ブロック選出理事)

【第2回支部長会議】

期 日 平成29年2月10日(金)
場 所 TKP 御茶ノ水カンファレンスセンター
出席者 佐々木啓太会長
橘康彦副会長 (中国ブロック選出理事)

【第1回総務・倫理・広報・合同委員会】

期 日 平成28年8月21日(日)
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室
出席者 佐々木啓太会長

【第2回総務・倫理・広報・合同委員会】

期 日 平成29年2月11日(祝・土)
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室
出席者 佐々木啓太会長

【第3回総務委員会】

期 日 平成29年3月30日(木)
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室
出席者 佐々木啓太会長

【第1回生涯学習委員会】

期 日 平成28年6月9日(木)
場 所 日本介護支援専門員協会 会議室
出席者 橘康彦副会長

【法定研修に関わる講師及びファシリテーター養成研修】

期 日 平成28年10月29日(土)～30日(日)
場 所 人事労務会館
出席者 橘康彦副会長

4 中国ブロック連絡会への参加

【第1回連絡会】

期 日 平成28年10月1日(土)
場 所 (株)アソウヒューマニーセンター山口支店会議室 ルーム2
出席者 佐々木啓太会長
橘康彦副会長
二井隆一副会長

堀田慎一郎理事

【第2回連絡会】

期 日 平成29年2月11日(土)
場 所 おかやま西川原プラザ 第6会議室
出席者 橋康彦副会長
二井隆一副会長
堀田慎一郎理事

5 他団体主催の各種研修会等にて、共催及び後援をした。

- (1) 開校20周年記念事業の後援
(主催：学校法人YIC学院 YIC看護福祉専門学校)
- (2) 認知症の人と家族の会山口県支部5周年記念世界アルツハイマーデー記念講演会に後援
(主催：公益社団法人 認知症の人と家族の会山口県支部)
- (3) 平成28年度山口県高次脳機能障害リハビリテーション講習会に後援
(主催：山口県高次脳機能障害リハビリテーション講習会実行委員会)
- (4) 「介護の日」記念イベント
(主催：一般社団法人 山口県介護福祉士会)
- (5) 在宅訪問栄養指導研修会に後援
(主催：公益社団法人 山口県栄養士会)

VII 会の運営

1 代議員総会の開催

期 日 平成28年5月28日(土)
場 所 山口県社会福祉会館4階 大ホール
出席者 45人(うち委任状出席5人)
報告事項 平成27年度事業報告について
平成27年度及び平成28年度決算報告について
上程議案 第1号議案 平成28年度事業計画(案)について
第2号議案 平成28年度収支予算(案)について
第3号議案 会費規則の承認について
第4号議案 役員の承認について

2 設立祝賀会の開催

期 日 平成28年5月28日(土)
場 所 セントコア山口2階 サファイア
出席者 105人

3 理事会の開催

【第1回】

期 日 平成28年5月14日(土)
場 所 山口県社会福祉会館2階 第2会議室
出席者 4人
内 容 平成27年度事業報告について
平成27年度及び平成28年度収支決算について
平成28年度事業計画(案)について
平成28年度収支予算(案)について
平成28年度役員体制・各専門部会の構成について
代議員選挙規程の変更について

【第2回】

期 日 平成28年5月28日(土)
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出席者 28人
内 容 代表理事選定の件

【第3回】

期 日 平成28年7月23日(土)
場 所 山口県身体障害者福祉センター A型施設 研修室
出席者 20人
内 容 各部会の活動報告
ケアマネジメント研究大会について
スマートフォンアプリについて
費用弁償規程について
賛助会員の承認について

【第4回】

期 日 平成28年10月1日(土)
場 所 山口県セミナーパーク206
出席者 23人
内 容 各部会活動内容について
第13回山口県ケアマネジメント研究大会について
実務研修について
永年表彰者の承認について
事務局員福利厚生について

【第5回】

期 日 平成29年2月25日(土)
場 所 山口県社会福祉会館2階 第2会議室
出席者 21人
内 容 各部会活動内容について
平成28年度予算執行状況について
平成29年度事業計画(案)、収支予算(案)について
山口県介護支援専門員協会費用弁償規程の改正について
日本協会役員について

4 常任理事会の開催**【第1回】**

期 日 平成28年6月29日(水)
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出席者 7人
内 容 スマートフォンアプリについて
ケアマネジメント研究大会について
三役・部長の役割について
実務研修について
費用弁償規程について

【第2回】

期 日 平成29年2月20日(月)
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出席者 5人
内 容 各部会の活動状況、次年度計画について
平成29年度事業計画の報告制について

平成29年度収支予算（案）について
日本協会役員について
費用弁償規程について

5 部会の開催

(1) 組織総務部会の開催

【第1回】

期 日 平成28年6月13日（月）
場 所 特別養護老人ホームはまゆう苑地域交流ホーム
出席者 6人
内 容 大会までのスケジュールについて
大会テーマ・プログラムについて
研究発表の募集について

【第2回】

期 日 平成28年7月2日（土）
場 所 特別養護老人ホーム青景園 秋芳の里2階会議室
出席者 6人
内 容 大会までのスケジュールについて
大会テーマ・プログラムについて
研究発表の募集について

【第3回】

期 日 平成28年9月3日（土）
場 所 特別養護老人ホーム青景園 秋芳の里2階会議室
出席者 5人
内 容 大会までのスケジュールについて
大会テーマ・プログラムについて
介護劇について

【第4回】

期 日 平成29年3月14日（火）
場 所 特別養護老人ホームはまゆう苑地域交流ホーム
出席者 5人
内 容 次年度のケアマネジメント研究大会
災害対策について

(2) 広報事業部会の開催

【第1回】

期 日 平成28年7月23日（土）
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出席者 5人
内 容 平成28年度第1回広報誌の発行について
HPについて
スマートフォンアプリについて

【第2回】

期 日 平成28年10月1日（土）
場 所 山口県セミナーパーク 研修室208
出席者 3人
内 容 スマホアプリとホームページの運用について
第2回広報誌の発行について

【第3回】

期 日 平成29年2月25日（金）
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 4人
内 容 広報誌の発行について（第2号）
ホームページ、アプリの運用状況について
次年度の活動内容について

(3) 調査研究部会の開催

【第1回】

期 日 平成28年7月10日（日）
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 6人
内 容 活動方針の具体案について
部会の年間計画について（案）

【第2回】

期 日 平成29年2月18日（土）
場 所 山口県身体障害者福祉センター A型施設 会議室
出 席 者 4人
内 容 第14回ケアマネジメント研究大会にかかる研究発表について
協会としてのサポートについて
登録候補者について
研修会の開催について
今後のスケジュールについて

(4) 公益事業部会の開催

【第1回】

期 日 平成28年7月2日（土）
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 4人
内 容 今年度の活動内容、方向性について

【第2回】

期 日 平成28年11月12日（土）
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 5人
内 容 公益事業の内容について

【第3回】

期 日 平成29年2月18日（土）
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 5人
内 容 今年度の反省課題について
次年度の事業計画等について

(5) 生涯研修部会の開催

【第1回】

期 日 平成28年7月3日（日）
場 所 居宅介護支援事業所元気
出 席 者 8人
内 容 研修事業内容について

本年度研修企画について
協力員、アンケート入力当番について

【第2回】

期 日 平成29年1月28日(土)
場 所 居宅介護支援事業所元気
出 席 者 7人
内 容 本年度研修振り返り、2、3月研修準備の進捗状況について
次年度研修企画準備について

5 各地域代表者会議の開催

【第1回】

期 日 平成29年2月25日(土)
場 所 山口県社会福祉会館2階 第2会議室
出 席 者 17人
議 案 平成29年度事業活動について
平成29年度予算執行状況について
代議員総会における旅費の支払いについて
日本協会役員について

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会
平成28年度 収支計算書

1 収 入 総 額 33,082,759 円
1 支 出 総 額 21,061,623 円
1 収 支 差 引 残 高 12,021,136 円(次年度への繰越)

収入の部

(単位:円)

勘 定 科 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増△減	摘 要
会費収入	4,450,000	4,754,000	304,000	
正会員	4,350,000	4,554,000	204,000	@3,000×1518人
賛助会費	100,000	200,000	100,000	@50,000×4企業
受託金収入	3,829,000	3,833,000	4,000	
受託金収入	3,829,000	3,833,000	4,000	実務従事者基礎研修に係る業務1,104,000円 地域医療介護総合確保基金(介護分)1,600,000円 介護支援専門員研修向上委員会に係る業務1,129,000円
助成金収入	735,000	517,372	△ 217,628	
助成金収入	735,000	517,372	△ 217,628	平成28年度会員支部交付金(前期分)433,200円 中国ブロック会議に係る助成金84,172円
寄付金収入	5,735,000	5,727,108	△ 7,892	
寄付金収入	5,735,000	5,727,108	△ 7,892	山口県介護支援専門員協会より財産引き継ぎ(前年度繰越金)5,715,008円 組織総務部広報活動費12,100円
事業収入	18,556,000	18,159,197	△ 396,803	
参加費収入	18,456,000	17,453,000	△ 1,003,000	研修等参加費
広告収入	100,000	200,000	100,000	広告掲載料
手数料収入	0	506,197	506,197	日本協会テキスト販売手数料
雑収入	1000	92,082	91,082	
雑収入	1,000	92,082	91,082	
当期収入合計(A)	33,306,000	33,082,759	△ 223,241	
前年度繰越金収入	0	0	0	
収入合計(B)	33,306,000	33,082,759	△ 223,241	

【支出】

(単位:千円)

勘定科目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増△減	摘要
事務費	12,521,000	9,012,247	△ 3,508,753	
会議費(事務)	2,049,000	1,161,664	△ 887,336	会議・打ち合せに係る謝金、旅費、昼食代等
役職員旅費(事務)	300,000	528,626	228,626	会議・出張等に係る旅費
人件費(事務)	6,996,000	5,233,238	△ 1,762,762	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	645,000	298,637	△ 346,363	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	615,000	221,089	△ 393,911	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	248,000	397,217	149,217	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	60,000	98,432	38,432	振込手数料、残高証明書、IB手数料
賃借料(事務)	388,000	288,615	△ 99,385	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	85,000	14,450	△ 70,550	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	30,000	45,000	15,000	協議会会費
支払報酬(事務)	600,000	394,200	△ 205,800	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	300,000	272,379	△ 27,621	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	205,000	58,700	△ 146,300	記念品・交際費等
事業費	16,151,000	12,049,376	△ 4,101,624	
事業広報費	683,000	481,296	△ 201,704	ホームページ維持管理料・協会だより
事業謝金	5,737,000	3,902,052	△ 1,834,948	研修会に係る講師謝金・旅費・宿泊費
事業旅費	721,000	854,170	133,170	研修会に係る協力員旅費・日当、事務員の旅費
事業人件費	3,177,000	2,400,000	△ 777,000	事業に係る人件費
事業消耗品費	483,000	433,842	△ 49,158	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	1,821,000	1,143,365	△ 677,635	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	318,000	373,846	55,846	協会だより、研修に係る送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	123,000	112,304	△ 10,696	昼食代
事業賃借料	1,458,000	1,327,416	△ 130,584	研修会場代等
事業図書費	0	182,990	182,990	書籍購入
事業雑費	674,000	41,825	△ 632,175	諸費
業務委託費	321,000	363,070	42,070	
福祉増進費	200,000	0	△ 200,000	災害等に係る義援金
活動助成費	435,000	433,200	△ 1,800	各地域協議会活動助成費
予備費	5,000	0	△ 5,000	
予備費	5,000	0	△ 5,000	
当期支出合計(C)	28,677,000	21,061,623	△ 7,615,377	
当期収支差額(A-C)	4,629,000	12,021,136	7,392,136	
次期繰越差額(B-C)	4,629,000	12,021,136	7,392,136	

一般社団法人山口県介護支援専門員協会

貸借対照表

平成29年3月31日現在
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
(資産)		(負債)	
普通預金	11,059,207	未払金	145,888
未収金		・リコージャパン： カウンター料	
・山口県長寿社会課： 介護支援専門員研修向 上委員会運営事業受託 金	1,129,000	・クロネコヤマト： 会員宛発送代	10,260
		・花戸先生講演会： チケット代	8,140
		・ソフトバンクモバイル： 通信費	2,783
		(純財産)	
		繰越金	12,021,136
計	12,188,207	計	12,188,207

財産目録

平成29年3月31日現在
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
普通預金	11,059,207	未払金	167,071
山口銀行 県庁内支店 No5023901			
未収金	1,129,000		
資産合計	12,188,207	負債合計	167,071
差引正味財産			12,021,136

残高証明書 ACCOUNT BALANCE CERTIFICATE

全口座（口座別）

同文のもの 1通発行の内第 1号

1 ページ

平成 29 年 04 月 10 日

753-0072

山口県 山口市
大手町 9-6

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 様

044(044)-290410-1442-053-000-5023901

平成 29 年 03 月 31 日現在の貴方ご名義
下記勘定残高について相違ないことを証明
いたします。

株式会社 山口銀行

The Yamaguchi Bank, Ltd.

THIS IS TO CERTIFY THAT THE BALANCE OF YOUR ACCOUNT(S)
WITH The Yamaguchi Bank, Ltd. SHOW(S) THE AMOUNT (S)
INDICATED BELOW.

お取引店 県庁内 支店
電 話 083(922)2259



勘定 ACCOUNT	口座番号 ACCOUNT NO.	残高 BALANCE	(内決済未確認証券類) (BILLS OR CHECKS FOR COLLECTION)	備考 REMARKS
普通預金	5023901	⑤ ¥11059207		¥0
以下余白				


・この証明書の金額は訂正いたしません。
・金額は、証明日現在の元帳最終残高を表わし決済未確認の証券類を含んでいることがあります。この場合はその金額を「(内決済未確認証券類)」に表示します。
・「当座貸越(総合口座)」には、普通預金貸越型のカードローンご利用額も含まれます。
・口座番号欄は、口座指定のご依頼の場合のみ表示します。

監査報告書

平成29年4月21日

一般社団法人山口県介護支援専門員協会
会長 佐々木啓太様

監事 田村 則子 

監事 服部 恭弥 

私たち監事は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の業務執行状況及び財産の状況について、監査いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 収支計算書は、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 財産目録は、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。

平成29年度 (一社) 山口県介護支援専門員協会 事業計画 (案)

【事業方針】

平成29年2月7日、地域包括ケアシステムの強化のため介護保険法等の一部を改正する法律案が提出されました。この中で、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、地域共生社会の実現に向けた取組の推進などが示されています。今後、介護支援専門員の役割を社会にアピールしていかなければ、自分たちの立ち位置すら危うくなるものが見え隠れする内容となっています。

我々介護支援専門員は、「相談援助職」のプロとして自分たちのケアマネジメントの力量を日々高めることはもとより、地域包括ケアシステムの中で中核的役割を果たし、また「ケアマネジメント」を遂行できるプロとして、障害分野など多方面のケアマネジメントにも対応できることを示していけるようにしなければなりません。

そういった状況の中、我々は、政策に意見提言できる力量を持つため、組織力を益々強化し、社会から認められる介護支援専門員を目指していかなければなりません。

そのために、本会では、職能団体としてするべき質の高い法定研修の開催や、主任更新研修受講のための要件研修、好評を得ている独自研修等など介護支援専門員の「ケアマネジメント力」を高めるための場の提供を、今にも増して充実させていきます。

また、日本介護支援専門員協会との連携を強化し、政策に意見提言していけるよう、研究分野への力点を高めるとともに、研究を身近に感じ、それを活用できるよう、研究大会の開催や研究に対する支援を行なっていきます。

そして、今後、地域包括ケアシステムの構築や、居宅介護支援事業所の指定権限移譲の観点からも、保険者の役割はますます重要になってきます。そういった中、皆さんの一番身近な、地域協（議）会の役割が益々重要になってきます。地域協（議）会との連携を密にして、今後の課題に対応していける組織作りを目指します。

その他、事業計画に定める活動を通じ、介護支援専門員の社会的地位が少しでも向上し、社会的に認められる介護支援専門員となれるよう、掲げる事業を着実に進めてまいります。

【事業計画】

1. 組織力を高める活動 (三役・組織総務部)

- 本会与県内各地域協（議）会との情報交換のできる体制の整備
→ 理事会、地域代表者会議の開催
- 会員数増員に対する、県内各地域協（議）会との情報交換・相互協力体制の強化
→ 会員数2千人を目指し、会員増員を図る

- 地域協会への情報提供、アンケート等の協力体制構築、協働した活動の実施
- ・事務局体制のさらなる充実と、事務局運営の実施

- ・ケアマネジメント研究大会の準備、開催
 - 研究内容の充実（調査研究部と連携）及び会員全員参加ができる楽しみのある活動の実践

- ・法定研修の質の向上や、県と指定団体相互の連携を図るため、介護支援専門員研修向上委員会の事務局委託を受ける。

- ・県内各関係団体との連携、団体・委員会等への役員派遣

- ・災害発生時の対応、災害発生時の対応方法を定めたマニュアルの整備

2. ケアマネのスキルアップ支援（生涯研修部）

- ・生涯研修体系確立のための、資質向上につながる独自研修会の開催

- ・法定研修（実務研修）及び主任更新要件研修の開催

3. 情報伝達、広報機能の充実（広報事業部）

- ・ホームページ・メールマガジンの効果的運用

- ・スマートフォンアプリの普及

- ・広報誌（山口県介護支援専門員協会だより）の発行による広報活動や、楽しみのある活動の実施

4. 公益活動（公益事業部）

- ・会員に対する各種情報についての集約及び整理、公表

- ・会員の利益につながる、公益性の高い事業（各種事務依頼等）の検討

- ・会員証の発行についての検討、研修受講を含めた会員管理システムの構築に向けた検討

5. 研究事業（調査研究部会）

- 会員が研究をやりやすくするための環境整備
 - 研究のための研修企画
 - 倫理についてのマニュアル作成や委員会設立に向けた検討
 - 調査指導者の登録制度の確立
- 介護支援専門員の社会的地位の向上に向けた調査研究の実施

6. 近県との連携、日本協会との連携（三役）

- 広島県・島根県・福岡県との連携強化・研修相互乗り入れの継続
- 岡山県との研修相互乗り入れの検討
- 鳥取県との連携強化
- 日本協会へのブロック理事の選出や、各種役員の派遣
- 意見提言（県協会として、地域の意見を日本協会への意見をしっかり伝える）。

◎ 役員会の運営・開催

- | | | |
|---|-------|------------|
| 1 | 代議員総会 | 年1回 |
| 2 | 代表者会議 | 年1回 |
| 3 | 理事会 | 年4回 |
| 3 | 常任理事会 | 年4回 |
| 4 | 監査 | 年1回 |
| 5 | 部会 | 各部会年3～5回程度 |

平成29年度 収支予算(案)
一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

収入の部

(単位:千円)

勘定科目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	比較増△減	摘要
会費収入	4,810	4,450	360	
正会員	4,560	4,350	210	@3,000×1,520人
賛助会費	250	100	150	@50,000×5企業
受託金収入	2,200	3,829	△ 1,629	
受託金収入	0	1,100	△ 1,100	実務従事者基礎研修に係る業務
	600	1,600	△ 1,000	地域医療介護総合確保基金(介護分)
	1,600	1,129	471	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務
助成金収入	866	735	131	
助成金収入	304	0	304	平成28年度会員名簿管理手数料
	22	0	22	平成28年度会員支部交付金(後期分)
	435	435	0	平成29年度会員支部交付金(前期分)
	105	300	△ 195	中国ブロック会議に係る助成金
寄付金収入	20	5,735	△ 5,715	
寄付金収入	0	5,715	△ 5,715	山口県介護支援専門員協会より財産引き継ぎ(前年度繰越金)
	20	20	0	組織総務部広報活動費
事業収入	17,382	18,556	△ 1,174	
参加費収入	16,682	18,456	△ 1,774	研修等参加費
広告収入	200	100	100	広告掲載料
手数料収入	500	0	500	日本協会テキスト販売代等
雑収入	1	1	0	
雑収入	1	1	0	
当期収入合計(A)	25,279	33,306	△ 8,028	
前年度繰越金収入	12,021	0	12,021	
収入合計(B)	37,300	33,306	3,994	

支出の部

(単位:千円)

勘定科目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	比較増△減	摘要
事務費	10,945	12,521	△ 1,576	
会議費(事務)	1,862	2,049	△ 187	会議・打ち合せに係る謝金、旅費、昼食代等
役職員旅費(事務)	750	300	450	会議・出張等に係る旅費
人件費(事務)	5,442	6,996	△ 1,554	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	440	645	△ 205	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	493	615	△ 122	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	517	248	269	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	90	60	30	振込手数料、残高証明書、IB手数料
賃借料(事務)	401	388	13	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	85	85	△ 0	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45	30	15	協議会会費
支払報酬(事務)	420	600	△ 180	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	300	300	0	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	100	205	△ 105	記念品・交際費等
事業費	14,313	16,151	△ 1,838	
事業広報費	491	683	△ 192	ホームページ維持管理料・協会だより
事業謝金	4,215	5,737	△ 1,523	研修会に係る講師謝金・旅費・宿泊費
事業旅費	809	721	88	研修会に係る協力員旅費・日当、事務員の旅費
事業人件費	2,950	3,177	△ 227	事業に係る人件費
事業消耗品費	543	483	60	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	1,279	1,821	△ 542	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	755	318	437	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	86	123	△ 37	昼食代
事業賃借料	1,382	1,458	△ 76	研修会場代等
事業図書費	100	0	100	書籍購入
事業雑費	415	674	△ 259	諸費
業務委託費	350	321	29	
福祉増進費	200	200	0	災害等に係る義援金
活動助成費	738	435	303	各地域協議会活動助成費
予備費	5	5	0	
予備費	5	5	0	
当期支出合計(C)	25,262	28,677	△ 3,415	
当期収支差額(A-C)	16	4,629	△ 4,613	
次期繰越差額(B-C)	12,037	4,629	7,408	

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会と称する。(以下、「本会」という。)

(目 的)

第2条 本会は、介護支援専門員の倫理の確立、専門的技能の研鑽、交流の促進を図り、もって介護支援専門員の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 介護支援専門員に関する調査研究及び普及啓発に関すること。
- (5) 介護サービス提供事業者、介護保険関係専門職団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (6) 日本介護支援専門員協会の支部としての活動に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

(主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(機 関)

第6条 本会は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第7条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された者
- (2) 正会員
 - (ア) 厚生労働省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県内に勤務先又は住所を有し、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。
 - (イ) 本会の正会員は、県内の各地域協議会の会員であることを原則とする。
 - (ウ) 本会の正会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。
- (3) 賛助会員
理事会が別に賛助会員規程において定めた会員とする。

(代議員の選出)

第8条 代議員（「社員」以下同じ。）は、正会員の住所又は勤務地に応じて、県内を14ブロックにわけ、ブロック毎に正会員による選挙により選出する。

2 前項の支部の名称及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岩国ブロック

- 区域 岩国市、玖珂郡和木町
- (2) 名称 柳井広域ブロック
区域 柳井市、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町
- (3) 名称 周防大島ブロック
区域 大島郡周防大島町
- (4) 名称 周南ブロック
区域 周南市
- (5) 名称 下松ブロック
区域 下松市
- (6) 名称 光ブロック
区域 光市
- (7) 名称 防府ブロック
区域 防府市
- (8) 名称 山口ブロック
区域 山口市
- (9) 名称 宇部ブロック
区域 宇部市
- (10) 名称 山陽小野田ブロック
区域 山陽小野田市
- (11) 名称 美祢ブロック
区域 美祢市
- (12) 名称 下関ブロック
区域 下関市
- (13) 名称 長門地域ブロック
区域 長門市
- (14) 名称 萩広域ブロック
区域 萩市、阿武郡阿武町

3 各ブロック選出の代議員の数は、第1項の選挙を行う事業年度初日の正会員数を基準とし、各ブロックの正会員数毎に20人に1名の割合で選出する。なお、20名に満たない人数についてはこれに算入しない。ただし、ブロックにつき20名を下る人数のブロックが存在する場合には、このブロックが

ら1名の代議員を選出するものとする。

4 第1項の選挙においては、正会員は等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。

5 代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）、解散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の選出)

第10条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備え、あらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名

- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員の相互間の優先順位

3 第1項の補欠代議員の選出に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(正会員の権利)

第11条 社員でない正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第12条 本会の会員となるには、別に定める入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第13条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 前項の会費は、毎年、当該年度の6月末日までに納入するものとする。た

だし、新たに入会した者にあつては、入会と同時に納入するものとする。

3 賛助会員は、別に定める会員規約により、賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第14条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、納入した入会金、会費及び賛助会費は返還しない。

(資格の喪失)

第15条 正会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき
- (3) 介護支援専門員の資格を失ったとき
- (4) 会費及び賛助会員を正当な理由なく年度末までに納めなかったとき
- (5) 本会が解散したとき
- (6) 除名されたとき

(除 名)

第16条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の出席社員の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

ただし、この場合には、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の名誉を汚し、又は信用を損なうような行為があつたとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視するような行為があつたとき
- (3) 介護保険法に反する重大な行為があつたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合において、処分に係る者の住所が知れないとき、又は、その者に対して通知することができないときは、通知に代えて、本会の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で公示するものとする。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員の資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及びその他本会の資産に対して、何らの請求をすることができない。

(余剰金の分配の制限)

第18条 本会は、地域の公益及び会員の共益を目的とするため、会員、その他の者に対し剰余金の分配をすることができない。

第3章 社員総会

(種類)

第19条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 当法人の総会は、代議員をもって構成する。

(権限)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 収支決算に関する事項
- (6) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開 催)

第22条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催するものとする。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招 集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 会長は、第22条第2項(2)の規定による請求があったときは、その請求のあった日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、少なくとも開会の日より10日前までに、総会の日時・開催場所・目的並びに審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第24条 総会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した代議員若しくは理事の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第27条 総会の決議事項は、第21条の規定に基づく。

2 総会における議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する決議は、代議員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任(ただし、監事に限る。)
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) その他法令で定められた事項

4 次の事項に関する決議は、代議員の議決権の4分の3以上をもって行う。

- (1) 解散及び残余財産の処分
- (2) 他の法人との合併又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡

(総会の決議の省略)

第28条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(代理及び書面等による決議)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面により表決し、又は、本会の議決権を有する他の代議員1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、第26条の定足数の適用については出席したものとみなす。

2 代理人によって議決権を行使する場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事は、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に保存しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び議事録作成者、選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第31条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事35名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 会長は、法人法上の代表理事とする。

4 理事のうち8名以内を部長として選任することができる。なお、副会長は部長を兼任することができる。

(理事の資格)

第32条 本会の理事は、本会の正会員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、代議員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務権限)

第33条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。また、日本介護支援専門員協会の支部長として業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

4 会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を

作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 前項について報告するため必要のあるときは、監事は、理事会の開催招集を請求し、又は、招集することができる。

(役員を選任の方法)

第35条 本会の理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会の決議により、会長以外の理事の中から一般法人法上の業務執行理事を選定することができる

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人（その他これらの者に準ずる相互に密接な関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。

6 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができないほか、前2項の規程を適用する。

7 役員員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員をあらかじめ選任することができる。

(任 期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第37条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第38条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、別に定める報酬等の支給基準に従って報酬を支給することができる。

2 前項の報酬等の支給基準は総会の決議によって定める。

3 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第39条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、介護保険制度に関する学識経験者及び本会の会員として功労があった者のうちから、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の決議及び職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長、常任理事の選任及び解任

(理事会の種類)

第42条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度ごとに4回以上開催するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第34条第4項の規定に基づき、監事から会長に対し、招集の請求があったとき

(招集)

第43条 理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から5日以内に、14日以内を招集日とする通知を発しなければならない。
- 3 前項の規程にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるとき、又は、決議に特別な利害関係を有するときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第45条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第47条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該理事会に出席した会長及び理事、監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第48条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

第6章 支部組織

(支部)

第49条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部を置くことができる。

2 支部の設置及び運営については、支部組織運営に関する規程を別に定める

(支部長)

第50条 支部に支部長1名を置く。

2 支部長は、別に定める支部組織運営に関する規程に基づき、当該支部に所属する会員の中から選出する。

第7章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第51条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会の設置に関しては、理事会の決議をもって会長が定める。
- 3 委員及び部会員の選任については、理事会の決議をもって、会長が委嘱する。

第8章 事務局

(設置等)

第52条 本会の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を得て、会長が任免する。
- 4 事務局長は、委託先の事務局、地域協議会及び日本介護支援専門員協会事務局との連携を図る。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第9章 計算

(書類及び帳簿の備付け)

第53条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類

- (6) 事業計画書及び事業報告に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び書庫書類
- (8) 監査報告に関する書類
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

(事業年度)

第54条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第55条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産等の管理)

第56条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は総会の決議を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第57条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 本会の毎事業年度の剰余金は、これを分配することができない。

(事業報告及び決算)

第58条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度の終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受け、定時総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計画書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書

2 前項の規定により定時総会に提出された計算書類は、定時総会において、事業報告については、その内容を報告し、その他の書類については出席した社員の過半数の決議をもって承認を受けなければならない。

（計算書類等の備置き）

第59条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第60条 この定款は、総会において代議員の議決権3分の2以上の決議によって変更することができる。

（解 散）

第61条 本会は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議その他法令で定める事由により解散することができる。

（残余財産の処分）

第62条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。
2 本会は、残余財産の分配を行わない。

（清算人）

第63条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めたときは、理事以外の者から選

任することができる。

第11章 附 則

(規程及び細則)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第65条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山口県防府市岩島一丁目17番41号

佐々木 啓太

山口県山口市緑ヶ丘13番3号

橘 康彦

山口県下関市山の田東町7番42号

二井 隆一

山口県周南市川端町1丁目11番地

服部 恭弥

山口県周南市大字安田288番地の1

田村 則子

(設立時の役員)

第66条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木 啓太

設立時理事 橘 康彦

設立時理事 二井 隆一

設立時監事 服部 恭弥

設立時監事 田村 則子

(設立時の代表理事)

第67条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

山口県防府市岩島一丁目17番41号

設立時代表理事 佐々木 啓太

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第68条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

山口県山口市大手町9番6号

(最初の事業年度)

第69条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第70条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人山口県介護支援専門員協会を設立のため、設立時社員 佐々木 啓太 外4名の定款作成代理人である司法書士法人みらい(代表社員 山本 武)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年1月25日

設立時社員 山口県防府市岩島一丁目17番41号

佐々木 啓太

設立時社員 山口県山口市緑ヶ丘13番3号

橘 康彦

設立時社員 山口県下関市山の田東町7番42号

二井 隆一

設立時社員 山口県周南市川端町1丁目11番地
服部 恭弥

設立時社員 山口県周南市大字安田288番地の1
田村 則子

上記設立時社員5名の定款作成代理人

山口県周南市岐南町8番31号

司法書士法人みらい

代表社員 山本 武



(一社) 山口県内介護支援専門員連絡協議会事務局一覧表

圏域	名称	事務局	担当者	会長	〒	住所	電話番号	FAX番号
1 岩国	岩国市介護支援専門員連絡協議会	特別介護老人ホーム美和苑	中佐 孔二	木村 友和	740-1231	岩国市美和町生見2538	0827-96-1130	0827-96-0419
2 柳井	柳井広域介護支援専門員連絡協議会	ケアハウスゆうわ苑	川口 欽市	神代 真希	742-1352	柳井市伊保庄字近長浜1-4	0820-27-6001	0820-27-0800
3 柳井	周防大島介護支援専門員連絡協議会	居宅介護支援事業所たちばな	下野 忍	下野 忍	742-2806	周防大島町大字西安下庄3920-17	0820-77-1000	0820-77-1524
4 周南	周南市介護支援専門員協会	徳山医師会居宅介護支援事業所	岡 美絵	藤本 真樹	745-8510	周南市東山町6-28	0834-27-4155	0834-32-9048
5 周南	下松市介護支援専門員協会	下松市長寿社会課地域包括支援係 (下松市地域包括支援センター)	藤井 有希	田村 則子	744-8585	下松市大手町3-3-3	0833-45-1838	0833-41-1515
6 周南	光市介護支援専門員協会	光寿苑居宅介護支援事業所	吉富 寿男	高島 晴紀	743-0075	光市室積沖田5-1	0833-79-1707	0833-48-8210
7 防府	防府介護支援専門員協会	周防国府ケアプラザセンター	藤本 邦和	谷山 龍	747-0024	防府市国衛5丁目9-27	0835-25-4775	0835-27-5020
8 山口	山口市介護支援専門員協会	済生会山口地域ケアセンター やすらぎ居宅介護支援事業所	宮原 真子	安光 正之	753-0061	山口市朝倉町4-55-6	083-924-6614	083-924-7045
9 宇部	宇部市介護支援専門員協会	片倉温泉居宅介護支援事業所	神谷 加津恵	綿田 敏孝	755-0151	宇部市西岐波5345	0836-51-9848	0836-51-9851
10 宇部	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	サンライフ山陽	幡生 祐美子	正司 一文	757-0012	山陽小野田市大字植生2156	0836-76-3443	0836-76-3435
11 宇部	美祿市介護支援専門員協会	在宅介護支援センター青景園	廣中 邦恵	増谷 俊夫	754-0602	美祿市秋芳町青景1873	0837-65-2265	0837-65-2268
12 下関	下関市介護支援専門員連絡協議会	社会福祉法人 松美会 アイユウの 苑	清水 朱美	辻中 浩司	750-0092	下関市彦島迫町3-17-2	083-266-6501	083-266-7276
13 長門	長門広域介護支援専門員連絡協議会	サービス高齢者向け住宅 清風オゾン	中村 幸一郎	横山 具寛	759-3802	長門市三隅中286	0837-42-0088	0837-43-2219
14 萩	萩広域介護支援専門員連絡協議会	萩市指定居宅介護支援事業所かがやき	河瀬 文昭 藤田 智江	内田 陽介	758-0061	萩市大字椿2398-1	0838-24-4717	0838-24-4121

介護支援専門員 倫理綱領

前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

条 文

(自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

(利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

(専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

(公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

(社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。

